

栃木県警察音楽隊の組織及び運営に関する訓令

平成12年3月31日

栃木県警察本部訓令乙12号

栃木県警察音楽隊の組織及び運営に関し、必要事項を定めたもの。

主な内容

- 任務
- 組織等
- 演奏活動
- 活動計画等